

精神障害者に対する中野区障害者福祉手当の支給について

1 目的

重度の精神障害のある精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方に対し、中野区障害者福祉手当第2種手当を支給することにより福祉の増進を図る。

2 事業の実施内容

(1) 支給額等

①中野区障害者福祉手当第2種手当 月額5,000円

※65歳未満で精神障害者保健福祉手帳を取得し、65歳を過ぎて引き続き1級の手帳を所持している方は月額2,500円

②支給対象者数の見込み 約100名(所得制限あり)

(2) 支払時期

毎年4月、8月及び12月の3期ごとにそれぞれの前月分までを支払う。

なお、2019年4月末までの申請については、4月から支給対象とし、初回の支払いは2019年8月とする。

3 今後のスケジュール(予定)

2019年3月 第1回定例会に改正条例案提案

議案議決後、支給対象者へ案内を送付し、区報、ホームページへの掲載等により周知を図る。

4月 申請書受付開始

8月 障害者福祉手当支給開始